

4-2 審議会等委員への女性の登用方策（都道府県・政令指定都市）

都道府県 政令都市	女性人材 名簿	公表・ 非公表	名簿掲載 数	人材育成 事業の実施	委員の 公 募	そ の 他 の 方 策
北 海 道	○	非公表	406		○	「女性の政策・方針決定参画促進要綱」に基づく事前協議の実施
青 森 県	○	非公表	265	○	○	
岩 手 県	作成予定 有					
宮 城 県	○	公表	155		○	
秋 田 県	○	非公表			○	
山 形 県	○	非公表	536		○	
福 島 県	○	非公表	228		○	審議会への女性の登用促進要綱を定め、各審議会の委員を選任する場合には、女性委員の登用について、生活環境部長に事前協議を行うこととしている。
茨 城 県	○	非公表	421		○	
栃 木 県	○	非公表	390	○	○	
群 馬 県	○	公表	286	○	○	人材名簿については「一部公表」である
埼 玉 県	○	非公表		○	○	
千 葉 県	○	非公表	370			
東 京 都				○	○	
神 奈 川 県				○	○	審議会等の委員への男女共同参画推進のための事前協議の実施
新 潟 県	○	非公表	926		○	審議会等委員への女性登用推進要綱に基づく事前協議の実施
富 山 県				○	○	審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づく事前協議の実施
石 川 県	○	非公表	360		○	審議会等女性委員登用促進要綱に基づく事前協議の実施
福 井 県	○	非公表		○	○	
山 梨 県	○	公表	91		○	
長 野 県	○	非公表			○	委員の選任にあたり、女性委員登用にに向けた男女共同参画担当課と審議会等の所管課との事前協議を実施。
岐 阜 県	○	非公表			○	
静 岡 県	○	公表	452	○	○	
愛 知 県				○	○	
三 重 県	○	非公表	203	○	○	附属機関における女性委員の割合が委員総数の40%未満となる場合は、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づく事前協議を実施。
滋 賀 県	○	非公表	140	○	○	
京 都 府				○	○	有識者会議等への女性委員の登用推進要綱に基づく事前協議の実施
大 阪 府	○	非公表	745			
兵 庫 県	○	非公表	560		○	「審議会等の委員への女性の登用促進要綱」に基づく事前協議の実施
奈 良 県	○	公表	53	○	○	
和 歌 山 県	○	非公表	291		○	「和歌山県審議会等への女性の参画促進要綱」に基づく事前協議の実施
鳥 取 県	○	公表	91	○	○	
島 根 県	○	非公表	422		○	審議会等への女性の参画推進要綱に基づく事前協議の実施
岡 山 県				○	○	
広 島 県						
山 口 県	○	公表	36		○	
徳 島 県	○	非公表	304	○	○	
香 川 県	○	非公表	1,862		○	目標を達成していない審議会等についての事前協議の実施
愛 媛 県	○	非公表	206	○	○	目標を達成していない審議会等について、事前協議を実施している。
高 知 県	○	非公表	468		○	
福 岡 県				○	○	審議会等委員への女性の登用推進実施要領にて登用推進員の設置を明記
佐 賀 県						
長 崎 県	○	非公表	440		○	審議会等の委員への女性の登用促進要綱に基づく事前協議の実施
熊 本 県	○	公表	219		○	
大 分 県	○	公表	290		○	
宮 崎 県	○	非公表	236		○	
鹿 児 島 県					○	女性委員登用促進要領
沖 縄 県	○	公表	63		○	改正予定審議会等委員登用にかかる事前調整を実施
計	36			19	42	19
割合(%)	(76.6)			(40.4)	(89.4)	
札幌市	○	非公表	563		○	委員選定時に事前協議を実施
仙台市				○	○	審議会等の新規設置時、及び改選後の女性委員登用率が40%を下回る改選時に、所管課と男女共同参画課で事前協議を実施
さいたま市	○	公表	127		○	
千葉市					○	「附属機関への女性委員の登用促進要綱」に基づく事前協議の実施
横浜市				○	○	附属機関委員選任時の事前協議の実施
川崎市					○	事前協議制の実施
相模原市	○	非公表	11	○	○	審議会等所管課との、委員選任時における事前協議の実施
新潟市	○	非公表	273		○	
静岡市	○	非公表	545	○	○	
浜松市	○	非公表	67	○	○	附属機関委員選任に係る事前協議の実施
名古屋市					○	
京都市	○	公表	687		○	委員選任に係る事前協議の実施
大阪市						
堺市					○	
神戸市					○	
岡山市				○	○	委員選任の決裁は、女性が輝くまちづくり推進課長を合議先とする。条例に基づき、男女いずれか一方が4割に満たない場合は、男女共同参画専門委員会でやむを得ない事情かどうか審査を経なければならない。
広島市					○	委員選任に係る事前協議の実施
福岡市	○	公表	71			
北九州市					○	
熊本市	○	非公表	211		○	
計	9			6	18	10
割合(%)	(45.0)			(30.0)	(90.0)	
合計	45			25	60	29
割合(%)	(67.2)			(37.3)	(89.6)	